

豪比相互訪問軍隊地位協定 —冷戦後の二国間防衛協力の実務協定モデル—

海外立法情報調査室 等 雄一郎

【目次】

はじめに

- I 豪比地位協定締結の経緯
 - 1 オーストラリア連邦議会の議論
 - 2 フィリピン共和国議会の議論
- II 豪比地位協定の概要
 - 1 協定の目的
 - 2 訪問軍隊の現地法令尊重義務
 - 3 訪問軍隊の入出国管理と移動
 - 4 刑事裁判権（第 11 条）
 - 5 請求権（第 21 条）
 - 6 環境保護（第 12 条）
 - 7 その他の規定
- III わが国の地位協定論議への示唆—むすびに代えて—
 - 1 国際安全保障環境に基づく相違
 - 2 刑事裁判権規定の相違
 - 3 環境保護規定の有無
 - 4 日本—受入国と派遣国のはざまで—

翻訳：オーストラリア政府とフィリピン共和国政府との間の各々の領域を相互に訪問する軍隊の地位に関する協定

はじめに

「オーストラリア政府とフィリピン共和国政府との間の各々の領域を相互に訪問する軍隊の

地位に関する協定（以下、「豪比地位協定」という。）⁽¹⁾は、2007年5月31日にフィリピンのグロリア・アロヨ（Gloria Macapagal Arroyo）大統領（当時）のキャンベラ訪問にあわせて、オーストラリアとフィリピン両国の国防大臣の署名により締結されたもので、第 28 条の規定に従い両国それぞれの国内手続きを終えて、2012年9月28日に発効した。発効時点で、両国ともに署名当時と政権が交代しており、オーストラリアは締結の年の11月に保守連合政権から労働党政権へ、フィリピンは2010年6月にアロヨ大統領からベニグノ・アキノ（Benigno Aquino）大統領へとそれぞれ政権が移行していた。結果からみれば、政権交代による豪比地位協定の国内承認手続に影響はなかった。

豪比地位協定は、両国の軍隊がそれぞれ相手国を共同訓練等の目的で訪問した際、訪問先の国内における当該軍隊（とその構成員）の法的地位を包括的に定める協定である。その特色は、両国の共通の安全保障に関係する事態における二国間防衛協力関係を深化・拡大させることをめざした均衡のとれた実務的な協定という点にある⁽²⁾。ここで、均衡のとれた協定とは、当事国のどちらかに有利に働く性質の協定ではなく、両国に均しく適用されるという意味であり、実務的な協定とは、新たな政治・軍事関係を両国間に創設するのではなく、両国間の防衛協力関

(1) Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of the Philippines concerning the Status of Visiting Forces of Each State in the Territory of the Other State. <<http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/ATS/2012/31.html>> 以下、インターネット情報は2013年4月8日現在である。なお、オーストラリア、フィリピン両国では、豪比地位協定の英語の簡略名称（Status of Visiting Forces Agreement）の頭文字をとって、SOVFAと略称される。

(2) オーストラリア国防省のベン・コールマン（Ben Coleman）国防次官補（東南アジア担当）の2007年8月13日の連邦議会両院合同条約常任委員会での豪比地位協定の審査の際の証言による。Joint Standing Committee on Treaties, “Treaties tabled on 7 August 2007, 13 August 2007,” *Official Committee Hansard*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2007, p.TR15.

係の基となっている既存の文書を実務面で補う性質の協定であるという意味である。

なお、このように既存の両国間の防衛協力関係を補完する性質ものとはいえ、2007年時点で新たに両国が豪比地位協定を結ぶことになった背景として、2001年の同時多発テロ事件に端を発する米国のジョージ W. ブッシュ (George W. Bush) 政権主導の対テロ戦争の影響があるだろう。締結当時のオーストラリアのジョン・ハワード (John Howard) 政権とフィリピンのアロヨ政権は、いずれも米国の対テロ戦争を積極的に支持して、2003年のイラク戦争にも参戦した。フィリピンは、国内の治安対策を対テロ戦争の一環と捉えて、米国だけでなくオーストラリアから対テロ戦訓練の提供を受け、一時的にオーストラリアはフィリピンへの最大の軍事訓練提供国になった⁽³⁾。後述の2012年のフィリピン議会上院における豪比地位協定批准承認審議の際、2001年以来オーストラリアがフィリピンに提供した軍事援助は11億6000万ペソ (約2600万豪ドル) に達することが明らかにされる⁽⁴⁾など、2000年代に入ってから両国の安全保障面の関係緊密化が、豪比地位協定締結の背景として指摘できるだろう。

本稿は、豪比地位協定について、両国の議会承認の際の議論を中心にその締結の経緯を振り返るとともにその内容を概観し、わが国の地位

協定論議への若干の示唆を考察しようとするもので、末尾に豪比地位協定の翻訳を掲載する。

I 豪比地位協定締結の経緯

1 オーストラリア連邦議会の議論

豪比地位協定の議会承認のため、オーストラリア国防省が連邦議会に2007年8月に提出した国益分析書 (National Interest Analysis: NIA) によれば、豪比地位協定締結のイニシアチブをとったのはフィリピン側であった。締結に向けた交渉の提案が2004年2月にフィリピン政府から行われた際、1987年フィリピン共和国憲法によって、外国の軍事基地や外国軍隊をフィリピン領土内に置くには、共和国議会上院が承認し、相手国においても承認している条約による必要があることが、フィリピン側から説明されたという⁽⁵⁾。

従来、オーストラリアとフィリピンとの防衛協力関係は、1995年8月22日の調印と同時に発効したフィリピン共和国政府とオーストラリア政府との間の協力的防衛活動についての了解覚書⁽⁶⁾ (以下、「豪比防衛協力覚書」という。) に基づいて行われてきた。しかし、豪比防衛協力覚書は、受入国における軍隊の地位に関する条項を有していないことから、両国間の防衛協力に関する政治的かつ精神的な拘束枠組みで

(3) ローランド・G. シンブラン (新田準訳) 『フィリピン民衆 vs 米軍駐留—基地完全撤去とVFA—』 凱風社, 2012, p.85.

(4) Sen. Loren Legarda, "Sponsorship Speech: Committee Report No. 163, Senate Resolution No. 788: Status of Visiting Forces Agreement (SOVFA) with Australia," *Senate of the Philippines Press Release*, June 4 2012. <http://www.senate.gov.ph/press_release/2012/0604_legarda3.asp>

(5) National Interest Analysis [2007] ATNIA 25 with Attachment on Consultation, para.9. <http://www.aph.gov.au_house_committee_jsct_7august_treaties_philippines_nia.pdf> なお、外国軍基地を禁じる1987年フィリピン共和国憲法第18条「経過規定」第25項は、次のとおりである。「軍事基地に関するフィリピン共和国とアメリカ合衆国との協定が1991年に失効した後、外国の軍事基地、軍隊又は施設は、フィリピン国内においてこれを認めない。ただし、上院で承認され、議会の要請により行われる国民投票により承認され、かつ、相手国においても条約として扱われるものによる場合は、この限りではない。」

(6) Memorandum of Understanding between the Government of the Republic of the Philippines and the Government of Australia on Cooperative Defence Activities signed on 22 August 1995 in Canberra. <<http://www.dfa.gov.ph/treaty/scannerdocs/234.pdf>>

あっても、国際法的に両国を拘束するものではなかった⁽⁷⁾。

したがって、先に述べた米国主導の対テロ戦争に互いに米国の同盟国として積極的に加わる中で、対テロ戦訓練や海上保安活動などの分野で急速にその防衛協力関係を緊密化させてきたオーストラリアとフィリピン両国が、共同演習などでさらに防衛協力関係を深化・拡大させようとする場合に、受入国における軍隊（とその構成員）の地位に関する包括的な法的枠組みとして豪比地位協定を締結することは、オーストラリア自体にとっても必要不可欠で重要なことであると認識された⁽⁸⁾。

オーストラリアにおいて、豪比地位協定は、両国の国防相による調印の約2か月後の2007年8月7日に連邦議会の両院合同条約常任委員会に議会承認のために提出され、同委員会の審査に付された⁽⁹⁾。同委員会は、8月13日と9月17日の両日、国防省をはじめ政府の複数の高官を委員会に招いて審査を行った。委員会審査における論点として、第1に、豪比地位協定は、訪問軍隊の受入国における活動に関する環境保

護規定（第12条）や訪問軍隊構成員の死没遺体取扱に関する条項（第7A条）がある点で、同国が結んでいる他の類似の訪問軍隊の地位協定にない特色を有することが指摘された⁽¹⁰⁾。第2に、豪比地位協定は、両当事国の相互性に最大の特色があるものの、それぞれの軍隊の想定される具体的な活動は従来のみであることである。すなわち、フィリピン軍がオーストラリア領で共同訓練を行うことは当面想定されず、オーストラリア軍のフィリピン領での活動の想定も、対テロ戦共同訓練、海洋監視訓練、機動訓練チームによる研修会など当面は従来どおりであるとされた⁽¹¹⁾。第3に、豪比地位協定によりオーストラリア軍構成員の人権が十分に保護されるのかなどの論点が公募意見に基づいて提起された。政府は、豪比地位協定がその前文で両当事国による国際条約の遵守を謳っており、国際人権規約の締約国であるフィリピンは当然に同規約を遵守する義務を負うことになるという追加説明を議会に対して行い、同委員会としてもこの説明を受け入れて、豪比地位協定の個別条項の修正の必要はないとの結論に至った⁽¹²⁾。

(7) NIA, *op.cit.* (5) para.5.

(8) *ibid.*, para.10.

(9) オーストラリア連邦憲法は、連邦政府の締結する条約に関して連邦議会の役割を何ら規定していないが、1996年以来、同国が条約によって法的拘束を受ける15日（場合によって20日）前までに、連邦政府は、条約本文に国益分析書（NIA）を添えて、連邦議会に提出しなければならないこととなっている。等雄一郎「豪米防衛貿易協力条約—防衛生産の国際相互依存の制度化—」『外国の立法』No.254, 2012.12, p.205. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023714_po_025409.pdf?contentNo=1>;

(10) Joint Standing Committee on Treaties, *op.cit.* (2), pp.TR17-TR18. なお、国防省は、類似の相互訪問軍隊地位協定として、5か国防衛取極め（Five Power Defence Arrangements: FPDA, 1971年調印の英国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール及びマレーシア5か国の間の防衛協力取極め）に基づく軍隊の地位に関する交換公文をはじめ、シンガポール、マレーシア、パプアニューギニア及びニュージーランド各国との間の地位協定を挙げている（p.TR16.）。

(11) *ibid.*, pp.TR18-TR20. もっとも、議員から、この協定によって実戦への参加も可能かと問われたのに対し、国防省法務部のマリアンヌ・マーチン（Marianne Martin）上級法務官は、協定の条文上、両当事国が「相互に承認するその他の活動」と認めれば、実際の対テロ作戦に関しても協定の範囲内になる可能性があるが、それが実際に行われるかどうかはフィリピン側の法的体制に大きく依存するので、これ以上のコメントはできないと答えている（p.TR19.）。

(12) Joint Standing Committee on Treaties (JSCOT), *Report 89: Treaties tabled on 7 August 2007*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2007, pp.9-20, esp. pp.16-17. <http://www.aph.gov.au/house_committees_jscot_7august2007_report1_chapter3.pdf> なお、JSCOTは、2人の人物からの意見書を公募意見として受理した。タスマニア州のポール・レノン（Paul Lennon）知事は、豪比地位協定第11条第10項

結局、同委員会は豪比地位協定を法的拘束力ある条約とすべきであるという勧告内容の審査報告⁽¹³⁾を2007年9月20日にとりまとめ、同日、上下両院のそれぞれの本会議において豪比地位協定を承認する報告を行った⁽¹⁴⁾。これより、オーストラリア側の国内手続は終了し、批准されたこととなり、豪比地位協定の発効はフィリピン側の国内手続を待つことになった。

2 フィリピン共和国議会の議論

一方、フィリピンにおいては、1987年憲法第7条第21項により、大統領が締結する条約又は国際協定は上院（定数24）の3分の2以上の多数をもって同意を得なければ効力を有しないとされるため、豪比地位協定は、アキノ大統領が2010年12月23日に批准意思を示した後の2011年1月5日、批准への同意を求めて上院に提出された。上院では外交委員会に批准同意決議案件として付託されたが、国防省などの政府高官を招いた2度の公聴会が開催されたのは、1年4か月遅れの2012年5月であった。最終的に、上院外交委員会は、5月30日、豪比地位協定の批准に修正なしに同意する旨の決

議案を付した審査報告⁽¹⁵⁾をとりまとめて上院に提出した。6月4日から上院本会議でこの批准同意決議案の審議が始まり、賛成と反対の討論が行われたのち、7月24日、採決の結果、賛成17、反対1、棄権なしにより、批准同意決議⁽¹⁶⁾が上院で承認されて、豪比地位協定はフィリピン側で批准された⁽¹⁷⁾。

採択された上院決議第100号は、協定締結の根拠や目的を確認した後に、あらためて、豪比地位協定が、1987年憲法の外国軍基地禁止規定にいう基地提供協定ではないこと及び相手国での軍隊の展開又は作戦の実施の権限を付与するものではないことを確認した上で、豪比地位協定の批准への同意を決議した⁽¹⁸⁾。

ただし、この決議の中で、上院の意思として3つの追加の決議を併せて行った。第1に、上院による同意ののち直ちに豪比地位協定の実施を監視し及び監督するため、上院に立法監視委員会を設置することを決議した。第2に、上院として大統領に次の2つの行動をとるよう懇請することを決議した。1つは、既存の「訪問軍隊協定に関する大統領委員会 (Presidential Commission on the Visiting Forces Agreement:

(h)号の法廷公開原則に関する意見書を、シドニー大学のベン・ソウル (Ben Saul) 教授は、フィリピン政府に対する人権遵守の懸念に関する意見書をそれぞれ提出した。

(13) *ibid.*

(14) A. J. Southcott (Chair of JSCOT), "Treaties Committee Report Speech, 20 September 2007," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debate House of Representatives*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2007, p.16; D. Wortley (Senator Member of JSCOT), "Treaties Committee Report Speech, 20 September 2007," *Commonwealth of Australia Parliamentary Debate Senate*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2007, p.20.

(15) 15th Congress of the Philippines Senate Committee Report No. 163, May 30 2012. <<http://www.senate.gov.ph/lisdata/1339811279!.pdf>>

(16) 15th Congress of the Philippines Senate Resolution No. 100: RESOLUTION CONCURRING IN THE RATIFICATION OF THE AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES AND THE GOVERNMENT OF AUSTRALIA CONCERNING THE STATUS OF VISITING FORCES OF EACH STATE IN THE TERRITORY OF THE OTHER STATE, adopted on July 24, 2012. <http://www.senate.gov.ph/15th_congress/resolutions/resno100.pdf>

(17) 以上の審議経過はフィリピン共和国議会上院のウェブサイト掲載の法案等審議経過詳細情報による。"15th Congress Senate Resolution No. 788: RP-AUSTRALIA STATUS OF VISITING FORCES." <http://www.senate.gov.ph/lis/bill_res.aspx?congress=15&q=SRN-788>

(18) 15th Congress of the Philippines Senate Resolution No. 100, *op.cit.* (16), pp.1-5.

VFACom)」の任務拡大を大統領に促し、従来の任務対象であった米比間の訪問米軍地位協定⁽¹⁹⁾関連の活動に加えて、豪比地位協定関連の活動の監視並びに協定の実施に関連して必要な法令案の策定及び調整等も、併せて同委員会が行うこと。もう1つは、環境省、司法省など5つの政府機関に対して豪比地位協定関連の法令や政策指針の策定等の業務に取り組むことを命じる大統領覚書を発令すること。最後に、第3の追加決議として、豪比地位協定に関する実施規則類の制定を効果的に統制することが上院の意思であることを表明した⁽²⁰⁾。これら3つの追加決議は、いわば上院の批准同意の条件ということができる。

このように条件付きの批准同意決議を行った上院の慎重姿勢の背景に、訪問米軍地位協定がフィリピン社会にもたらしてきた負の影響⁽²¹⁾を指摘できるだろう。例えば、豪比地位協定の審査を付託された上院外交委員会のロレン・レガルダ (Loren Legarda) 委員長は、上院本会議に批准同意決議案承認を求める委員会審査報告演説に際して、「豪比地位協定は今後の同種の地位協定の基準 (benchmark)」となると訴えて、豪比地位協定の長所 11 点を理由として挙げ、うち 5 点を豪比地位協定の刑事裁判権関連規定 (第 11 条) に求めた。名指しこそしない

ものの、訪問米軍地位協定の下では米兵の犯罪をフィリピンの裁判所で裁くことが難しいなどの欠陥があったことを念頭に、豪比地位協定の刑事裁判権関連規定が「過去の経験から生じる懸念に明確に対処するための規定」になったと強調した⁽²²⁾。

レガルダ委員長の挙げた刑事裁判権関連規定の5点の長所とは、具体的には、①受入国で発生した受入国の法で罰することのできる犯罪は、受入国の当局が処罰できる点、②裁判権が競合する場合でも、派遣国が第一次的裁判権を行使できるのは、派遣国自体の財産や安全保障に対する犯罪又は公務遂行中の犯罪に限られる点、③裁判権に関して両国間で争いがある場合、両国代表者から成る合同委員会における解決をめざすが、交渉により解決に至らないときは、受入国の司法当局に案件を送付できる点、④フィリピンで罪を犯した刑事被告人に免責を与えるいかなる規定も豪比地位協定には存在しない点、⑤フィリピンで罪を犯した訪問軍隊構成員は、豪比地位協定に基づく裁判を逃れることはできない点、である⁽²³⁾。

豪比地位協定の刑事裁判権関連規定以外の長所として、レガルダ委員長は、⑥訪問軍隊の活動から生じる人命や財産への被害等に関する請求権が定められている点 (第 21 条)、⑦訪問軍

(19) Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Republic of the Philippines regarding the Treatment of United States Armed Forces Visiting the Philippines, signed at Manila February 10, 1998, TIAS 12931. <<http://www.state.gov/documents/organization/107852.pdf>> 上述のようにフィリピン憲法がフィリピン領土内の外国軍基地を禁じたため、1991年に米国はクラーク、スービック両基地から完全撤退した。その後、米比相互防衛条約 (1951年) に基づく米軍のフィリピンでの訓練等を継続して実施するため、米比両国が1998年に合意し、1999年にフィリピン上院の批准同意決議により発効したのが訪問米軍地位協定である。

(20) 15th Congress of the Philippines Senate Resolution No. 100, *op.cit.* (16), pp.5-7.

(21) 訪問米軍地位協定がフィリピン社会にもたらす負の影響に関しては、シンبران 前掲注(3)を参照。

(22) Legarda, *op.cit.* (4).

(23) *ibid.* なお、批准同意決議承認の2012年7月24日の上院のプレス・リリースは、これらの刑事裁判権の規定により、2005年の米兵ダニエル・スミス (Daniel Smith) 伍長のレイプ事件裁判のような事案の再発を防止できるとした。スミス事件では、地裁の有罪判決を受けた同伍長を上訴裁判所が釈放する決定を下し、同伍長は在フィリピン米大使館に移送された ("SOFVA approved on third reading," *Senate of the Philippines Press Release*, July 24 2012. <http://www.senate.gov.ph/press_release/2012/0724_prib6.asp>)). スミス事件については、シンبران 前掲注(3), pp.243-251. も参照。

隊構成員による特権の濫用防止への派遣国の協力義務が定められている点（第23条）、⑧豪比地位協定に基づく共同訓練等に関する環境保護と環境被害の復旧・補償の義務を定めている点、などを挙げた。特に、環境保護規定について、豪比地位協定が「他の同種の防衛協力協定の先例（precedent）を提供する」と同委員長は高く評価した²⁴⁾。

フィリピン共和国議会上院の批准同意決議により、フィリピンにおける国内手続が終了し、前述のように2012年9月28日に豪比地位協定は発効した。

II 豪比地位協定の概要

本章では、前文と全28か条から成る豪比地位協定（以下、この章においては単に「協定」という。）の主要な内容を、主にオーストラリア政府の国益分析書（NIA）や連邦議会の資料などを参考にして、概観することにする。

1 協定の目的

協定の狭義の目的は、訪問軍隊と受入国政府との間における以下の事柄に関する法的枠組み、権利、責任及び手続を定めることにある。すなわち、訪問軍隊構成員による刑事犯罪行為の際に惹起される事柄、制服を着用する条件、税及び関税の免除、環境保護の要件、入出国手続及び法的責任問題などについて定めることを目的

とする。協定は、一方の当事国の軍隊が他方の当事国内にある間、両当事国の軍隊に対して同じ権利を付与するものである²⁵⁾。協定に関する限り、オーストラリアとフィリピンは同等の権利を有する²⁶⁾わけで、米比間の訪問米軍地位協定が、フィリピン国内にある訪問米軍の地位を定めるのみで、かつ、刑事裁判権などに関して派遣国（米国）側に有利な規定となっているのと対照的である。

協定の広義の目的は、両国の協力関係強化により、両国共通の安全保障上の利益を増進することにある（協定前文）。協定によって、両国間の共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動（以下、「共同訓練等」という。）を円滑に行うことが可能となり、両国の防衛協力関係が強化されて、結果的に、共通の安全保障上の利益を増進させることにつながる。協定の広義の目的だということができる。

なお、協定第5条第3項は、「この協定は、軍事基地提供協定ではなく、また、そう解釈されてはならない」と定める。これは、先に述べたフィリピン憲法の外国軍基地禁止規定を念頭に、協定が一方の当事国に他の当事国内の基地の利用権を付与するものではないことを明文で規定するものである。オーストラリアは、毎年、特殊作戦部隊主導の訓練助言チームによるフィリピン軍の技量強化のための共同演習をフィリピン国内で実施しており²⁷⁾、こうした形の軍隊の訪問も協定の枠組みで行われることに

²⁴⁾ *ibid.* レガルダ委員長の挙げた豪比地位協定の11の長所のうち残る長所は、⑨受入国の法令の尊重と受入国の災害救援等を定める点、⑩基地提供や軍隊展開の権限を付与するものではない点、⑪互惠原則によっており、フィリピン軍がオーストラリア軍との共同演習をオーストラリア領においても実施可能な点、の3点である。

²⁵⁾ JSCOT, *op.cit.* (12), p.10.

²⁶⁾ 条文上「同等の権利を有する」とはいえ、実際の軍隊の訪問形態としては、従来から行われているように、オーストラリア軍がフィリピンに機動訓練チーム、航空機、艦船などの部隊として訪問することになるのに対し、フィリピン軍のオーストラリア訪問は、主に年間120人規模の軍事関連の学生としての比較的短期間の滞在になると、オーストラリア国防省高官は連邦議会で証言している。JSCOT, *op.cit.* (2), pp.TR19-20.

²⁷⁾ オーストラリア国防省の『国防年次報告』各年版によれば、2002年6月以来毎年フィリピン軍の対テロ戦能力及びオーストラリア軍との相互運用性の向上等を目的にした「Dawn Caracha」というコードネームの共同演習を実施している。最新の情報は次を参照。Department of Defence, *Defence Annual Report 2011-2012*, Canberra: Department of Defence, 2012, p.88. <http://www.defence.gov.au/budget/11-12/dar/dar_1112_1.pdf>

なる²⁸⁾ため、この種のオーストラリア軍によるフィリピン訪問が基地の提供には当たらないことをあらためて確認するものである。

2 訪問軍隊の現地法令尊重義務

協定上、訪問軍隊とは、両国が行う共同訓練等に関係して受入国を訪問する派遣国の軍隊の全部又はその一部をいう（第1条(n)号）。現代の軍隊は、高度の電子機器を用いる必要及び兵站業務の外注化の進展の両面から多数の文民要員を随伴する機会が多い。このため、協定においては、派遣国の軍隊や国防省に雇用され又はこれらと契約関係にある文民要員から成る、訪問軍隊に随伴する機関を「軍属機関²⁹⁾」と呼び（第1条(e)号）、協定各条で「訪問軍隊及び（又は）その軍属機関（の構成員）」という括り（以下、この括りを、本稿では「軍属機関を含む訪問軍隊（の構成員）」という。）を設けて、軍属機関とその構成員を協定の適用対象としている。

軍属機関を含む訪問軍隊は、受入国の法令を尊重する責務を負い、この法令には受入国の検疫法や労働条件仲裁裁定等も含むことが特記される。また、軍属機関を含む訪問軍隊は、受入国内で協定の趣旨に反する活動、特に政治活動を行うことを慎まなければならない（第2条）。政治活動禁止を含むほぼ同文の現地法令の尊重義務規定は、米比間の訪問米軍地位協定や日米地位協定など外国軍隊の活動枠組みを定める他の地位協定にも見られる³⁰⁾が、協定は検疫法令

や労働条件仲裁裁定など両国が関心の強い特定の分野の法令を例示している点に特徴がある。

3 訪問軍隊の入出国管理と移動

(1) 訪問軍隊構成員の入出国と移動

派遣国は、軍属機関を含む訪問軍隊の規模を、可能な限り名簿を添えて、受入国へ入国の30日前又は両国が相互に定めるときまでに通知し（第3条）、災害救援などの緊急の場合を除いて、到着について受入国へ到着の48時間前までに通知しなければならない（第4条第1項）。

軍属機関を含む訪問軍隊の構成員は、受入国の査証（ビザ）要件の適用除外とする（第4条第2項）。共同訓練等に従事する行為のために入出国する訪問軍隊構成員は、査証に代えて、派遣国発行の写真付身分証明書及び受入国への旅行命令書を、求めに応じて提示しなければならない（第4条第3項）。軍属機関の構成員は、受入国滞在予定期間より6か月以上長い有効期限の旅券（パスポート）と軍属機関の構成員であることを証する派遣国当局発行の証明書の2つを所持しなければならない（第4条第4項）。

軍属機関を含む訪問軍隊の個々の構成員には、合法的活動のため、受入国の領域内における移動の自由が受入国の当局から許可される（第7条第5項）。

なお、受入国の当局は、民事、刑事又は行政上の調査（inquiry）を理由に、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員に対して出国延期命令を出す

²⁸⁾ NIA, *op.cit.* (5), para.10.

²⁹⁾ 「軍属機関」の原語は、civilian component である。従来、日米地位協定等の政府訳では、civilian component の訳語に「軍属」を充てているが、日本では「軍属」は個人を意味し、組織を意味していないことから、この点を指摘した本間浩「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察」『外国の立法』No.221, 2004.8, p.18. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000448_po_022101.pdf?contentNo=1> に倣って、civilian component を「軍属機関」と訳する。member of civilian component については、本来は「軍属」とした方が日本語としてスムーズであるが、原文においては、しばしば visiting force and/or its civilian component という括りの表現が使用されるため、あえて「軍属機関の構成員」と訳することにした。

³⁰⁾ 訪問米軍地位協定はその第2条で、日米地位協定はその第16条で、それぞれ米軍が受入国の法令尊重義務のあることをほぼ同一の条文により規定している。

ことによって、彼らが受入国の管轄領域を離れることを禁止することができる(第4条第10項)³¹⁾。

(2) 区域・施設の一時使用

訪問軍隊は、共同訓練等のために両当事国が相互に定める区域³²⁾、空域又は施設を利用することができるが、派遣国は、その一時使用の意向通知書を事前に受入国の当局に提供しなければならない(第5条第1項、第2項)。区域・施設の一時使用に際し、両当事国が事前に財政取極めを結ぶことにより、訪問軍隊は受入国の公共施設や公共サービスを有料で一時使用できる(第6条)。これに関連して、オーストラリア政府の国益分析書は、軍属機関を含む訪問軍隊は、他の利用者が類似の状況で利用できる条件を下回らない好条件で一時使用できると解説する³³⁾。

(3) 船舶・航空機・自動車の入出国と移動

派遣国の船舶・航空機は、受入国の当局の承認に基づき受入国に入域することができる。訪問軍隊、軍属機関並びに彼らの運用する航空機、船舶及び公用自動車は、受入国と派遣国が相互に定める区域、空域及び施設への出入りの自由を付与されるが、受入国は、その出入りの際の経路を制限し、指定する権利を保持する(第7条第1項～第3項)。

訪問軍隊、軍属機関並びに彼らの運用する航空機、船舶及び公用自動車は、水先案内、港湾使用料及び通行料等につき受入国の軍隊と同等

の条件で受入国内を移動できる(第7条第6項d号)。

派遣国は、受入国の事前同意と受入国の関係法令を遵守することを条件に、受入国の領域内において爆発物の移送もできるが、移送・貯蔵中の爆発で生じる損害に対し、第21条の政府間の請求権相互放棄(後述)の例外として、補償責任を負う(第7条第6項)。

訪問軍隊の運用する公用自動車は、貸切自動車を除いて、国籍標識や派遣国政府発行の登録番号等を表示し、受入国の関係法令に基づく登録をしなければならない(第16条第1項)。また、公務遂行のために公用自動車を運転する場合、受入国は、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員の所持する派遣国発行の運転免許証を有効なものとする一方、運転は受入国の関係法令による規制に従わなければならない(第17条)。

4 刑事裁判権(第11条)

訪問軍隊の構成員の刑事裁判権について定めるのが第11条である。

まず、第1項において原則が定められる。受入国の当局は、受入国内で発生し受入国の法により罰することができる犯罪行為に関し、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員に対する刑事裁判権を有する。同時に、派遣国の当局は、派遣国の軍事法³⁴⁾に服するすべての者に対し、すべての刑事及び懲戒の裁判権を行使する権利を有する。

31) フィリピン議会上院のレガルダ外交委員長が挙げた豪比地位協定のメリットのうち「⑤フィリピンで罪を犯した訪問軍隊構成員は、豪比地位協定に基づく裁判を逃れることはできない」ことの、条文上の根拠がこの第4条第10項とすることができる。

32) 区域の原語は land and sea areas である。両国の政府文書に定義は見当たらないが、共同訓練等を行う陸上地域と海域を一体的に表す用語である。

33) NIA, *op.cit.* (5), para.13.

34) 軍事法の原語は service law で、協定の第1条の用語の定義によれば、訪問軍隊の構成員の全部又は一部を統制する議会制定法、命令、規則又は訓令をいい、派遣国の法に別段の定めのある場合は、軍属機関の構成員にも適用される法であることから、日本語の「軍法」という用語よりも広い概念であるため、本稿では「軍事法」と訳すことにする。

ただし、受入国の法においても又派遣国の軍事法においても犯罪であるような管轄権の競合があるとき、派遣国の当局が第一次裁判権を行使できるのは、①専ら派遣国の財産又は安全に対する犯罪行為、②専ら軍属機関を含む訪問軍隊の構成員に対する犯罪行為、③公務遂行に起因する犯罪行為のいずれかの場合に限られ、その他の犯罪行為すべてに関しては、受入国が第一次裁判権を有する(第3項(a)号～(c)号)。また、一方の当事国が特に重要と認める事例では、他の当事国に第一次裁判権の放棄要求ができる旨の規定(第3項(e)号)、さらに、第一次裁判権を有する当事国はこの放棄要求に好意的配慮を行うものとし、この要求は、要求した当事国における訴訟手続の開始を条件とすることができる旨の規定(第3項(f)号)も置かれて、受入国が第一次裁判権を有しない場合への配慮がされている。

刑事裁判権規定のうちの競合管轄権に関して、上記の①～③の区別によって管轄権を受入国と派遣国の間で配分することは、訪問米軍地位協定や日米地位協定など他の類似の地位協定にも見られるものであるが、③の「公務遂行中」という「隠れ蓑」によって、派遣国による第一次裁判権の優先的行使が行われてきたのも事実である。そのような中で、「公務遂行中」の犯罪行為かどうかの判断に関し、協定は、両国間で公務遂行中かどうかの協議をまず行うこととし、協議で解決できない場合、問題を「受入国の司法当局に送付できる」と規定している(第3項(a)号(ii))。「公務遂行中」の判断が専ら派遣国・訪問軍隊にゆだねられるのではなく、当該判断に受入国の立場を反映できる仕組みを制度化している。この点、上記の受入国が第一次裁判権を有しない場合への配慮と併せて、フィリピン議会は、訪問米軍地位協定に比して豪比地位

協定に高い評価を与えていた⁽³⁵⁾。

この条においては、犯罪の捜査、証拠の収集、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員である被疑者の逮捕及び勾留などにおける両国の協力の義務を定め、その手続の詳細が決められている(第5項～第8項)。また、拘束、勾留又は訴追の処分を受けた訪問軍隊の構成員には、裁判権を行使する当事国の法に定める手続上の保護を適用することが定められる一方、協定自体にも最低限の手続上の保護の具体的措置が定められている(第10項)。さらに、訪問軍隊の構成員は、受入国の軍事裁判所や宗教裁判所の裁判に服することはなく(第11項)、両国が別段の定めをしない限り、受入国の軍事法に服することもない(第13項)。なお、両国とも死刑制度を廃止しているため、条文上で、死刑判決は下されることが確認される(第12項)。

被疑者の人権に関しては、オーストラリア連邦議会の公募意見で懸念された論点であったが、実際の議会審議では、細かい点を除けば、これらの協定の規定に特段の異論は出なかった。

5 請求権(第21条)

協定実施に伴って生じる請求権について定めるのが第21条である。

次の①～③に係る請求権で、一方の国の政府の他方の国の政府に対するものは、爆発物の移送に伴う損害(第7条第6項(a)号、(b)号)及び環境被害(第12条)に係る請求権を除いて、すべて放棄される。すなわち、①両国の軍隊のいずれかによって使用される財産に公務遂行によって生じた損害、②この協定に基づく活動に関連して使用される船舶や貨物の海難救助[費用]、並びに③公務遂行中に起きた軍属機関を含む軍隊構成員の死傷、の3種については、政府間の請求権を両国は相互に放棄する(第1項)。

(35) Legarda, *op.cit.* (4).

これら以外の請求権に基づく両国の費用負担は、次のとおりとする。両国の軍隊いずれによっても使用されない一方の国の財産に公務遂行によって生じた滅失若しくは損害に係る請求権と、この協定に基づく活動に関連しては使用されていない船舶や貨物の海難救助〔費用〕に係る請求権に関しては、両国は、相互に定める責任割合に応じて費用を負担し、両国の責任の案分が不可能な場合は、両国が折半して請求の費用を負担する（第2項、第3項）。

訪問軍隊の活動から生じる第三者の損害賠償請求権については、両国が相互に別段の定めをしない限り、受入国の法令に基づいて処理することを原則とする。派遣国のみに責任がある場合、第三者からの請求の費用は派遣国が負担する。派遣国と受入国が共同で責任を負う場合、第三者からの請求の費用は、受入国の裁判所の和解又は裁定で合意したそれぞれの責任割合に応じて分担する（第5項）。

派遣国の軍事当局は、一時使用中の区域・施設内にある軍属機関を含む訪問軍隊の構成員の財産で、受入国の法令に従って差押対象となる財産の受入国の当局による差押えに協力義務を負い（第8項）、また、両国は、請求権の公正な聴聞と処理のため、証拠の入手に相互に協力しなければならない（第9項）。

なお、派遣国は、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員のために、受入国の裁判所の民事管轄からの免除の要請を行ってはならない（第10項）。

6 環境保護（第12条）

共同訓練等の活動に関する環境保護の原則について定めるのが第12条である。

両国は、受入国の領域内においては、次に掲げる環境保護のための措置を講じることを約束する。廃棄物の投棄防止、既存の環境規制法令の遵守、環境問題に関する情報交換と協議、環境面で重要な地域での訓練や演習の制限、危険

化学物質と核廃棄物に関する各種の禁止措置、定期的な環境パフォーマンス評価、訪問軍隊によって生じた環境汚染の派遣国による是正義務等の措置が定められる（第2項～第8項）。

これらの環境保護措置規定で注目すべきは、次の4点であろう。第1に、両国が遵守すべき既存の環境規制法令には、受入国の環境規制法令や政策等だけでなく、派遣国が未署名であっても受入国が署名している国際条約も含めなければならない。また、受入国は事前に派遣国に自国の環境規制法令等に関する十分な情報提供を行う義務がある。万一、受入国による情報提供が不十分だったことにより環境被害が発生したとしても、派遣国は当該被害に責任を負う必要はない（第2項）。

第2に、両国は、前述のように共同訓練等のための区域等を相互に定めることができる（第5条第1項）が、受入国において生物多様性及び持続的発展のために設けられた保護区域、先祖伝来の区域及び森林保護区などにおいては、共同訓練等を行ってはならない（第4項）。

第3に、受入国においては、健康や環境に不当な危険をもたらす化学物質の輸入、製造、処理、取扱い、貯蔵、輸送、販売、頒布及び使用と並んで、危険廃棄物や核廃棄物の持込み、通過、生産又は使用及びそれらの処分が厳禁される（第5項）。

第4に、前述の政府間における請求権の放棄規定（第21条第1項）にもかかわらず、共同訓練等の活動から生じた環境被害に関しては、請求権及び損害賠償の対象となる。派遣国によって環境被害が引き起こされたと結論される場合、受入国の法令に従って被害区域の復旧にあたる責任を派遣国政府が負うものとする（第8項）。

両国の議会の承認審議において、環境保護規定を置くのが協定の特色の1つだと説明された。冷戦終結後に改定された他の諸国における外国

軍隊の法的地位を定める地位協定において、同種の環境保護規定が置かれるのが趨勢となってきた³⁶⁾のも事実で、協定第12条の規定もその一環として位置づけられるといえよう³⁷⁾。

7 その他の規定

協定に定められる、その他の主な規定の内容は次のとおりである。

【遺体取扱業務】 協定が他の類似の地位協定と異なる点の1つが、死没遺体の取扱いに関する規定を置く点である。軍属機関を含む訪問軍隊の構成員が死亡したとき、遺体の本国送還を含む遺体取扱業務は派遣国の当局の担当とされる(第7A条)。

【制服着用と武器携行】 訪問軍隊構成員は、公務の間は自国軍の制服を着用し、受入国の軍隊と同一条件で私服の着用が認められる(第8条)。また、訪問軍隊構成員は、自国軍の命令及び受入国の当局の許可により、武器を保持し、携行することができるが、区域・施設外での武器の携行については、両国で定めることになる(第9条)。

【保安と秘密保護】 訪問軍隊は、規律維持のために軍警察(憲兵)を維持し、受入国の法令に適合する方法で保安防護のための措置をとることができる(第10条)。また、協定関連の秘密情報は、両国それぞれの国家安全保障法令及び手続に従って取扱い、政府間伝達経路経由のみで伝達し、第三者への無許可の引渡しや目的外の使用は禁じられる(第14条)。協定終了後も、秘密情報保護の義務は有効とされる(第26条)。

【輸出入】 軍属機関を含む訪問軍隊の構成員には、原則として受入国の税関・課税関係法令が適用されるが、公印のある公文書は税関検査の対象外とされ、訪問軍隊が共同訓練等のために用いる装備、物資、自動車等の輸入は関税・税金が免除される(第13条)。

【現地調達と現地採用】 派遣国は、受入国の要請に従い、商品や物資の現地調達を約束し(第18条)、また、訪問軍隊の活動に必要な有資格労働者が現地で利用可能な場合には、受入国の関係法令に従って、現地の民間労働者を雇用するものとする(第19条)。

【特権濫用防止義務】 派遣国の軍事当局は、軍属機関を含む訪問軍隊の構成員の特権の濫用及び誤用を防止するために受入国の政府と協力し、また、すべての構成員に注意喚起する義務を負う(第23条)。

【紛争解決と協議】 協定に関する両国間の紛争は両国間の協議と交渉で解決し(第24条)、両国の代表で構成される合同委員会においてまず協議することを原則とする(第25条)。

Ⅲ わが国の地位協定論議への示唆—むすびに代えて—

わが国は日米安全保障条約に基づく日米地位協定を米国と結んでいる。豪比地位協定と日米地位協定は、それぞれの領域内に存在する外国軍隊の法的地位を包括的に定めるという意味で、類似の性質を有したいわゆる地位協定であるが、相違点もある。両者のいくつかの相違点を指摘

36) 環境保護原則を初めて導入したのは、1993年改定補足されたドイツ駐留 NATO 軍地位協定(ボン補足協定)で、全く新たに環境保全原則の条が協定本文に挿入され、駐留軍による環境調査義務や低汚染燃料の使用義務等が定められた(本間 前掲注29, pp.14-15.)。2001年改定の在韓米軍地位協定においても、地位協定本文ではないが、同時に改定された合意議事録第3条第2項に米軍による韓国の環境法令尊重規定を挿入し、かつ、この項に基づく「環境保護に関する特別了解覚書」に合意した(清水隆雄「在韓米軍地位協定等について」『外国の立法』No. 220, 2004.5, p.187; 白井京訳「環境保護に関する特別了解覚書」『外国の立法』No. 220, 2004.5, pp.231-232. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000451_po_022015.pdf?contentNo=1>.)。

37) ちなみに、冷戦終結後の1998年に締結された米比間の訪問米軍地位協定には環境保護規定は置かれておらず、この点も、フィリピン側が豪比地位協定を高く評価する理由の1つになっている。

し、若干の考察を加えることで、本稿のむすびに代えたい。

1 国際安全保障環境に基づく相違

まず、両者の相違点の第1は、本稿で説明したように、豪比地位協定が両国の対等と互惠を基礎として、冷戦終結後の21世紀の新たな国際安全保障環境に対応するため両国の防衛協力を十全に機能させるための制度であるのに対して、日米地位協定は、その正式名称³⁸⁾が示すとおり、日本による米軍への施設・区域(=基地)の提供の仕方と米軍の日本における法的地位の2つの事柄を定めることにより、在日米軍基地とその円滑な運用を確保して日米安保条約体制を機能させるために東西冷戦構造を背景に形成された制度である。豪比地位協定が自ら基地提供協定ではないと宣言するのに対して、日米地位協定は米軍への基地提供協定でもある。

こうした相違は、それぞれの地位協定締結の根拠となった上位の国際約束(具体的には1995年の豪比防衛協力覚書と1960年改定日米安保条約)の性質の相違とそれらが成立した当時の国際安全保障環境の違いに由来している。両地位協定の相違点を端的にまとめれば、豪比地位協定が、両国間の相互性と均衡性に配慮し、軍隊の非常時駐留に特色があるのに対して、日米地位協定は両国間の同盟関係の円滑な運用の確保を最大の目的とし、軍隊の常時駐留に特色がある。

2 刑事裁判権規定の相違

第2に、刑事裁判権規定においても、豪比地位協定と日米地位協定には相違がある。先に述

べたように、豪比地位協定の場合、「公務遂行中」の犯罪は、日米地位協定と同じく派遣国に第一次裁判権があるとされるものの、「公務遂行中」の犯罪かどうかについて、派遣国の当局だけでなく、受入国も加わって判定される仕組みを設けている。日米地位協定の場合、被疑者の犯罪が「公務遂行中」か否かの判定権限は専ら派遣国である米国側にあり、判定基準も米国の法令、規則、上官の命令、軍慣習とされており³⁹⁾、特定の犯罪が米国の第一次裁判権の対象となるかどうかは大きく米国の裁量にゆだねられることになっている。前節で述べたように両地位協定の背景や成立ちに違いがあるとはいえ、こうした日米地位協定の現状を打開するため、豪比地位協定の規定を参考に、在日米軍兵士による犯罪において、日本への米国の好意的配慮による運用改善ではなく、受入国である日本が参加する形の「公務遂行中」判定の仕組みの導入に向けた日米間の取組みが模索されてもよいであろう。

3 環境保護規定の有無

第3に、豪比地位協定の環境保護規定は、日米地位協定にはないもので、両者の相違を際立たせるものである。豪比地位協定は、基地提供協定ではないため、環境保護規定に基地返還時の原状回復義務等の規定はないものの、共同訓練等は受入国の環境保護関係法令に従って実施されなければならない、共同訓練等に起因する受入国における環境被害等に対する損害賠償と被害の復旧の責任は派遣国にあることなどを定める。厚木基地や嘉手納基地などにおける騒音被害の継続的発生、そして新型輸送機オスプレイ

³⁸⁾ 日本語正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」、英文正式名称は Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan。

³⁹⁾ 本間浩「日米地位協定をどう改訂すべきか—表層と深層からの照射—」『世界』No.805, 2010.6, p.126.

の沖縄・普天間基地への配備に伴う西日本各地での低空飛行訓練による各種の環境被害の発生の可能性などを考えれば、日米地位協定における環境保護規定の欠落は重大である。前述のように、冷戦期に締結された外国軍隊の地位協定が冷戦終結後に改定を行う際に環境保護原則を導入する趨勢にある中では、日米地位協定においても何らかの形で環境保護に関する原則を導入することが要請されているという見解⁽⁴⁰⁾も説得力を持っているといえるであろう。

4 日本—受入国と派遣国のはざま—

ところで、京都産業大学の岩本誠吾教授によれば、これまでわが国は外国軍隊（米軍）の受入国であったが、自衛隊の国際任務の増加により、自衛隊受入国との間で自衛隊駐留に関する地位協定を派遣国として締結する機会が増えており、国際連合（以下、「国連」という。）平和維持活動（PKO）への参加に基づく派遣の場合を除いて⁽⁴¹⁾、すでに4件の海外派遣において受入国などとの間で地位協定に相当する外交文書を交わしている⁽⁴²⁾。特に、中東のソマリア沖・アデン湾における海賊対策のために2009年4月にジブチ共和国との間で結んだ自衛隊の活動のための地位協定（以下、「日・ジブチ地位協定」

という。）⁽⁴³⁾は、哨戒活動を同地域で行うP3C機の活動拠点設置に伴う従来に比べ長期の活動が想定されることもあって、全21項に及ぶ本格的な地位協定となった。

この日・ジブチ地位協定は、日本側要員によるジブチにおけるすべての犯罪行為について、派遣国である日本側の裁判権を認める規定となっている。この点に関し、2003年の日本・クウェート地位協定が公務外の犯罪をクウェート側で裁く規定となっていたのに加え、日米地位協定の刑事裁判権などで派遣国（米国）の権限縮小を求めている日本（受入国）の立場と比べても、日・ジブチ地位協定は明らかに矛盾を有する（二重基準の適用にあたる）と批判がされた⁽⁴⁴⁾。ただ、こうした批判に対して、岩本教授は、ジブチに軍隊を派遣している米国や欧州連合（EU）など他の諸国がジブチと交わしている地位協定と日・ジブチ地位協定が同一の規定内容である点などから、日本のみが二重基準の批判を受ける必要はないとも反論する⁽⁴⁵⁾。

いずれにせよ、日本政府が地位協定をめぐって軍隊の受入国としての立場と派遣国の立場で微妙にスタンスを変えているのは確かである。2004年の防衛計画の大綱と2006年の自衛隊法改正によって国際平和活動を自衛隊の本来任務

(40) 同上, p.125.

(41) 国連PKOについては、国連とPKO受入国との間で、当該のPKO部隊の受入国内での法的地位を定める地位協定が結ばれるため、個々のPKOによって地位協定に多少の相違があるが、国連軍の地位に関するモデル協定案に則って作成するといわれている。等雄一郎「解説—国連平和維持活動（PKO）協力のための法制」『外国の立法』No.177, 1992.1, p.3. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2641595/3>>; 「国際連合と受入国との間の国連軍の地位に関するモデル協定案」同前 pp.10-20. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2641595/8>>

(42) 岩本誠吾「海外駐留の自衛隊に関する地位協定覚書—刑事裁判管轄権を中心に—」『産大法学』43(3・4), 2010.2, pp.115-140. 4件とは、1994年のルワンダ難民救援派遣、2004年～2006年のイラク復興支援派遣、2003年～2009年のイラク空輸支援派遣、それにジブチへの派遣をさす。

(43) この地位協定の正式名称は「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/pirate/pdfs/djibouti.pdf>>

(44) 例えば、2009年の白眞勲参議院議員（民主）の委員会発言（第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号 平成21年6月16日 p.8.）、2010年の赤松正雄衆議院議員（公明）の委員会発言（第174回国会衆議院外務委員会会議録第14号 平成22年4月28日 p.19.）。また、塚田晋一郎「戦後日本初の海外軍事基地—看過できない地位協定の差別性—」『世界』No.835, 2012.10, pp.174-179. を参照。

(45) 岩本 前掲書⁽⁴²⁾, p.138.

としたことから、今後も自衛隊の部隊としての外国派遣の可能性は高く、岩本教授が指摘するように、従来のように厳選されたエリート集団だけが派遣されるという状況は維持できにくいかもしれない、海外において自衛隊員による事件・事故・不祥事の可能性も否定できないだろう⁽⁴⁶⁾。

そうした際に、問題の解決は原則としてわが国が受入国と結ぶ地位協定に基づくことを踏まえれば、本稿で一例として紹介した豪比地位協定も含めて諸外国の結ぶ軍隊の地位協定の規定内容の研究が今後とも必要とされるであろう。

(ひとし ゆういちろう・専門調査員)

(46) 同上

オーストラリア政府とフィリピン共和国政府との間の各々の領域を相互に訪問する軍隊の地位に関する協定（豪比相互訪問軍隊地位協定）

Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of the Philippines concerning the Status of Visiting Forces of Each State in the Territory of the Other State

海外立法情報調査室 等 雄一郎訳

2007年5月31日 キャンベラにて署名
2012年9月28日 発効
(豪州条約集 2012年 第31号)⁽¹⁾

フィリピン共和国政府(以下、「フィリピン政府」という。)とオーストラリア政府(以下、「豪州政府」という。)は、以下、併せて「両当事国」という。

1995年8月22日にオーストラリアのキャンベラにて署名したフィリピン共和国政府とオーストラリア政府との間の防衛協力活動に関する了解覚書の目的と目標に従い、

フィリピン政府と豪州政府の間の協力関係が両国の共通の安全保障利益を増進すると考え、

フィリピン政府と豪州政府の間の取極めに基いて、一方の当事国の軍隊の部隊が他方の当事国の領域を訪れるために随時派遣できることを考慮し、

受入当事国の領域にあるときの派遣当事国の訪問軍隊の地位を定めることを願って、

両国の国際的約束を満たしたいという両国の意図を認識し、

次のとおりに合意した。

第1条 定義

この協定において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「軍隊」とは、当事国の陸軍、海軍又は空軍に所属する要員をいう。
- (b) 「受入国の当局」とは、受入国の法により若しくは受入国政府により権限を付与され又は指定される1又は複数の当局であって、その名称に関係する職務権限を行使する目的を有するものをいう。
- (c) 「派遣国の当局」とは、派遣国の法により若しくは派遣国政府により権限を付与され又は指定される1又は複数の当局であって、その名称に関係する職務権限を行使する目的を有するものをいう。
- (d) 「当局」とは、当事国の法により若しくは当事国政府により権限を付与され又は指定される1又は複数の当局であって、その名称に関係する職務権限を行使する目的を有するものをいう。

(1) 本稿は、オーストラリアの法令判例情報の提供を行っているウェブサイト AustLII に掲載される条文 Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of the Philippines concerning the Status of Visiting Forces of Each State in the Territory of the Other State (<http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/sinodisp/au/other/dfat/treaties/ATS/2012/31.html?stem=0&synonyms=0&query=visiting%20forces%20agreement%20philippines>) をもとに訳出した。以下、インターネット情報は2013年4月8日現在である。なお、訳文中の丸括弧 () は原文の注記、かぎ括弧 「 」 は原文における引用符号 “ ”、角括弧 [] は訳者による補足の注記をそれぞれ示す。

- (e) 「軍属機関」⁽²⁾とは、訪問軍隊に随伴する文民要員であって、派遣国の軍隊若しくは国防省の被用者又はいずれかと契約関係にあり、かつ、無国籍でなくまた受入国の国籍保持者又は常居所を有する者でない者をいう。
- (f) 「秘密情報」とは、国家安全保障上の保護の必要により保安上の秘密指定の適用が義務付けられる公用情報をいう。この情報には、装備、技術等に関する口頭の、視覚的な、電子的な、文書の又は物理的な情報を含めることができる。
- (g) 「自動車」とは、自動二輪を含むすべての自動車をいう。
- (h) 「公用自動車」とは、派遣国の用務に専ら用いられる貸切自動車等の自動車をいう。
- (i) 「公務」とは、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動の実施に際し、法律、規則、上官の命令又は軍事使用目的により遂行することを要請され又は許可された任務に従って、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員が行う行為又は彼らが話し若しくは記載する文言をいう。
- (j) 「受入国」とは、その領域に訪問軍隊が所在する当事国又は、場合によっては、その国の領域をいう。
- (k) 「派遣国」とは、訪問軍隊が所属する当事国をいう。
- (l) 「軍事当局」とは、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する指揮又は管轄権を行使することを派遣国の法により授権された当局をいう。
- (m) 「軍事法」⁽³⁾とは、訪問軍隊の構成員の全

部又は一部を統制する派遣国のすべての法律、議会制定法、命令、規則又は訓令をいう。派遣国の法に〔別段の〕定めがあるときは、軍事法は、その軍属機関の構成員にも適用することができる。

- (n) 「訪問軍隊」とは、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関係して、受入国に所在する際の派遣国の軍隊の本隊、分遣隊又は部隊をいう。「訪問軍隊」の語は、専ら訪問軍隊の用務に用いるために貸し切り又は借り上げている「船舶」又は「航空機」に関して〔も〕用いる。

第2条 法の尊重

検疫法令並びに労働条件に関する仲裁裁定及び決定を含む受入国の法を尊重し、並びにこの協定の趣旨に反する活動、特に受入国におけるいかなる政治活動も慎むことが訪問軍隊及びその軍属機関の責務である。

第3条 訪問軍隊の規模

両当事国は、訪問軍隊及びその軍属機関の規模を相互主義に基づいて定めることができる。この目的のため、入国に先立つ30日前又は特に相互主義に基づいて定める時まで、派遣国は、実務上可能な限り、訪問軍隊及びその軍属機関の構成員の氏名を含めて、訪問軍隊及びその軍属機関の規模並びに人数を受入国に通知するものとする。

第4条 入国及び出国

- (1) 受入国の政府は、訪問軍隊及びその軍属機関の構成員の入国並びに出国を容易にする。

(2) 「軍属機関」の原語は、civilian componentである。従来、日米地位協定等の政府訳では、civilian componentの訳語に「軍属」を充てているが、日本では「軍属」は個人を意味し、組織を意味していないことから、この点を指摘した本間浩「ドイツ駐留 NATO 軍地位補足協定に関する若干の考察」『外国の立法』No.221, 2004.8, p.18. (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000448_po_022101.pdf?contentNo=1) に倣って、civilian componentを「軍属機関」と訳する。member of civilian componentについては、本来は「軍属」とした方が日本語としてスムーズであるが、原文においてはしばしば、visiting force and/or its civilian componentという括りの表現が使用されるため、あえて「軍属機関の構成員」と訳することにした。

(3) 「軍事法」の原語は、service law. である。この定義に見るように、日本語の「軍法」よりも幅広の概念であるため、「軍事法」と訳すことにする。

- 共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動のため、派遣国は、想定される到着日時の少なくとも15日前に、訪問軍隊及びその軍属機関の到着について受入国に通知する。緊急の状況においては、捜索救難活動及び災害救援活動を含めて、派遣国は、想定される到着日時の少なくとも48時間前に、受入国の当局の決定に従い又は両当事国の相互決定に従い、訪問軍隊及びその軍属機関の到着について受入国に通知する。[捜索救難活動及び災害救援活動の] 両方を行う場合には、派遣国は、予定される出国日時の少なくとも24時間前に、訪問軍隊及びその軍属機関の出国について受入国に通知する。
- (2) 訪問軍隊及びその軍属機関の構成員は、この条第3項及び第4項に規定する条件に従い、並びに入国及び出国に関する受入国により定められた正式手続を遵守することを条件として、受入国への入国又は同国からの出国にあたり査証を免除される。訪問軍隊及びその軍属機関は、同様に受入国の非市民の登録及び管理に関する規則の適用除外とするが、受入国の領域に永住する権利を取得したとはみなさない。
- (3) 公務により受入国を入出国する訪問軍隊の構成員は、次に掲げる書類を要求されれば提示するものとし、同構成員は、これらの書類がある場合に限り尊重される。
- (a) 正式の氏名、生年月日、階級又は等級（及び、必要に応じ認識番号）、軍種又は軍の部隊及び写真の掲載された派遣国発行の身分証明書
- (b) 派遣国の当局が発行する証明書であって、受入国への派遣又は訪問が命令によるものであることを証明し、かつ、個人又は団体について、それぞれが訪問軍隊の構成員であることを証明するもの
- (4) 軍属機関の構成員は、有効期間が予定滞在期間に6か月を加えた期間の旅券を所持し、かつ、当該の者が軍属機関の構成員であることを派遣国の当局が証する証明書を所持していることを要する。
- (5) この協定により受入国に到着した訪問軍隊又はその軍属機関の構成員で、この条第2項、第3項及び第4項による適正な書類を有していない者は、その入国を拒絶される。
- (6) 受入国の国籍又はその在留資格を有する者以外の者が訪問軍隊又はその軍属機関の構成員でなくなったときは、派遣国の当局は、次の〔各号に掲げる〕すべての措置を講じなければならない。
- (a) 受入国の当局が合理的に必要と認める詳細事項を受入国の当局に速やかに提供すること。
- (b) 受入国の当局による要請を受けた者は、速やかに受入国の領域から出国するため合理的に必要な手段をとること。
- (c) [(b)号に規定する者を] 受入国の領域から移動させるために合理的に必要な費用は、受入国の当局が負担すること。
- (7) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の受入国からの移動が受入国の当局から要求され、又は受入国の法により要請されるときは、派遣国の当局は、次の〔各号に掲げる〕措置を講じなければならない。
- (a) 当該者が受入国の領域から出国するため合理的に必要な手段を速やかにとること。
- (b) 受入国の領域から当該者を移動させるために合理的に必要な費用は、受入国の当局が負担すること。
- (8) 派遣国の当局は、訪問軍隊の構成員が、受入国へ入国後、離隊許可を受けないまま48時間を超えて不在となったときは、要請に応じて、受入国の当局に当該者の詳細情報を提供する。
- (9) 軍用の航空機、自動車又は船舶の担当士官は、受入国により指定される検疫申告書又は同種の届出書を受入国の当局に提出し、受入国の当局から要請される場合は、検疫検査を実施して、軍用の航空機、自動車又は船舶の検疫伝染病に関する検査済みの証明を行うこととする。派遣国の航空機、自動車又は船舶

及び訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する担当士官によるいかなる検疫検査も、世界保健機関（WHO）が定める国際保健規則及び〔両当事国が〕相互主義に基づいて定める手続による。

- (10) 出国前に提出が必要な書類の提出の有無にかかわらず、民事、刑事又は行政上の調査に関連して受入国の当局により発せられる出国延期命令は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員が受入国の管轄領域から離脱することを禁止することができる。この目的のため、受入国のすべての法執行機関は、民事、刑事又は行政上の調査の結果に関して、常に受入国の移民関係機関に情報を伝え、助言を行い又は効果的に調整し及びそれらすべての措置をとる。
- (11) 受入国は、入国し及び出国する訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の正式の名簿の提供を定期的に受けるものとする。
- (12) 訪問軍隊又はその軍属機関のすべての構成員は受入国の〔外国人〕登録を免除し、かつ、訪問軍隊のすべての構成員は受入国の移民許可証明申請を免除する。受入国の移民審査監又は大臣は、出国の前に、軍属機関の構成員に移民許可証明の確保を要求することができるが、それは免除要求が派遣国の代表により速やかに提起されず、かつ、民事、刑事又は行政上の調査に関する受入国の当局により発せられる出国延期命令がある場合に限る。

第5条 共同の訓練、演習及びその他の活動

- (1) 訪問軍隊は、第12条の規定に従い、かつ、両当事国のそれぞれの承認手続に従って、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動のため、両当事国が相互主義に基づいて定める受入国の特定の区域、空域又は施設を一時的に使用することができる。当該特定の区域、空域又は施設は、引き続き常に受入国の管理下に置くものとする。
- (2) 派遣国の当局は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動のため、受

入国の特定の区域、空域又は施設を一時的に使用する旨の意向通知書を事前に受入国の当局に提供する。保安及び安全上から、受入国の当局は、訪問軍隊による一時的使用の間、受入国の当該の区域、空域又は施設における公務外の文民の移動を制限するため、両当事国により相互に承認された措置をとる。

- (3) この協定は、軍事基地提供協定ではなく、また、そのように解釈してはならない。

第6条 区域、施設及び公共サービスの一時的な使用

- (1) 両当事国は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して、受入国における訪問軍隊及びその軍属機関による区域及び施設の一時的な使用のために、財政取極め等の取極めを相互主義に基づいて締結することとする。当該の区域及び施設は、引き続き常に受入国の管理下に置くものとする。
- (2) 訪問軍隊及びその軍属機関は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動を更に推進するため、受入国の当局の事前の了解と同意のもとに、受入国の関係法令に則って、両当事国が相互に定める財政取極め等の取極めに従い、受入国の政府若しくはその機関が所有し、管理し、又は規制する公共サービス及び公共施設を一時的に使用することができる。

第7条 軍隊、船舶、航空機及び自動車の移動

- (1) 訪問軍隊及びその軍属機関により又はそのために運用される航空機及び船舶は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して、受入国の当局による承認に基づき受入国に入域することができる。
- (2) 受入国の当局は、訪問軍隊及びその軍属機関に対して、その〔運用する〕航空機、船舶及び公用自動車に関し、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動を目的とする受入国の特定の区域、空域又は施設への入出域について承認を与えるものとする。

- (3) 受入国の当局は、利用すべき経路を指定できる権利を保持し、また、受入国内における移動を制限するとともに、指定する区域、空域又は施設への進入及び通過を禁止することができる。
- (4) 訪問軍隊又はその軍属機関の所有する船舶は、受入国の当局の同意により、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動を目的として、合理的な通知に基づきかつ通常の国際慣習に従って、受入国の港湾に寄港することができる。
- (5) 受入国の当局は、第2条の規定に従い、訪問軍隊及びその軍属機関の個別の構成員に受入国の領域における合法的な活動を目的として自由な移動を許可するものとする。
- (6) 派遣国の当局は、受入国の当局の事前の了解と同意及び受入国の港湾規則その他関係法令の遵守を条件として、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動を目的として、港湾を含む受入国の領域内における爆発物（弾薬を含む）の移送を行うことができる。
- (a) 第21条第1項の規定にかかわらず、派遣国の政府は、法的に執行力のあるあらゆる請求について、派遣国によって又はそのために行われる爆発物の移送又は貯蔵に関する上述の権利に基づく措置により生じた派遣国の責に帰すべき損害に対して、港湾当局及び受入国に補償を行うものとする。法的に執行力のある請求について責の一部又は全部が港湾当局又は受入国の政府に帰すべきときは、あらゆる事情を考慮して、派遣国の政府が負担すべき補償額は、両当事国の間で相互主義に基づいて定める額とする。ただし、爆発物の移送又は貯蔵によって第三者に与えた財産の損害若しくは滅失若しくは第三者の負傷若しくは死亡又はそれらすべてについて、派遣国による第21条第5項に基づく当該者への給付を妨げる

ものではない。

- (b) 第21条第1項の規定にかかわらず、派遣国の政府は、港湾当局又は受入国の政府の財産の損害に対しても、場合に応じ、上記の爆発物の爆発に起因する損害も含めて、これに補償金を支払うものとする。当該補償金は、派遣国の政府、港湾当局及び受入国の政府の間で、場合に応じ、あらゆる事情を考慮して、相互主義に基づいて定める額とする。これは、上記の爆発物の爆発によって第三者に与えた財産の損害若しくは滅失若しくは第三者の負傷若しくは死亡又はそれらすべてについて、派遣国による第21条第5項に基づく当該者への給付を妨げるものではない。
- (c) この条において、「受入国の政府」とは、あらゆる州政府若しくは地方当局又は連邦法若しくは州法により権限を行使することができる当局で、港湾当局を除き法律で定めるものをいう。
- (d) 訪問軍隊又はその軍属機関、その航空機、船舶及び公用自動車の受入国の領域、領海及び領空における移動は、水先案内料、港湾使用料及びすべての手数料又は通行料に関して、全般的に受入国の軍隊と同一の条件によるものとする。

第7A条 遺体取扱業務⁽⁴⁾

- (1) 受入国の法令、政策及び手続に従い、派遣国の当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の死亡による遺体取扱に関するすべての業務の直接的な責任を負い及びこれを保持する権利を有する。
- (2) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員が死亡したと信じるに足る理由がある場合において、依然としてその遺体が未発見のときは、受入国の当局は、派遣国が受入国の法令、政策及び手続に従って、当該遺体の搜索及び発見作業を行うことを許可する。

(4) 遺体取扱業務の原語は、mortuary affairs である。

- (3) 受入国の当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員と信じるに足る理由のある遺体に、訪問軍隊又はその軍属機関の少なくとも2人の構成員が常に付添うことを許可する。
- (4) 派遣国の当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員の遺体を本国に送還する責任を有する。
- (5) 訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員の遺体が本国送還されずに受入国において処置される時は、受入国の当局は、当該処置の方法に関する派遣国の当局によるいかなる要請にも考慮を払うものとする。
- (6) 派遣国の当局は、死亡した者がその死亡時点で訪問軍隊又はその軍属機関の構成員であったことを書面により証明することができ、また、当該証明書は、反証がない限り、死亡した構成員に関するものとみなすものとする。
- (7) この条のいかなる規定も、受入国の検死官による次の〔各号に掲げる〕いずれの行為を妨げるものでもない。
- (a) 訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員の身元確認及び死因並びに当該の者の死亡場所及び日時に関する証拠を収集すること。
- (b) 死亡登録の目的により受入国の当局へ情報を提供すること。
- (c) 訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員の埋葬、火葬及びその他の遺体の処置を認可し、当該処置に関する派遣国の当局による要請に考慮を払うこと。
- (8) この条において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「遺体取扱業務」とは、訪問軍隊又はその軍属機関の死亡した構成員の遺体及びその所持品に関する身元確認、処理、本国送還及び処置をいう。
- (b) 「本国送還」とは、遺体及びその所持品を受入国から派遣国の領域内の指定された地点に移動することをいう。

第8条 制服

訪問軍隊の構成員は、受入国において公務に就く間、その所属国の制服を着用することができる。私服の着用は、両当事国間で相互主義に基づいて定めない限り、受入国の軍隊の構成員のための条件と同一の条件により許可されるものとする。

第9条 武器の携行

訪問軍隊の構成員は、命令により許可されるときに、受入国の当局の許可をもって、武器を所持し及び携行することができる。共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して、訪問軍隊又はその軍属機関により一時使用される区域及び施設の外における武器の携行について規定する取極めを、両当事国間は相互主義に基づいて定めることができる。

第10条 保安

訪問軍隊は、軍隊内の規律維持のために軍警察を維持する権利を有し、かつ、受入国の法令に適合する方法により軍属機関を含む訪問軍隊の保安防護のための合理的措置をとることができる。

第11条 刑事裁判権

- (1) この条の規定により、次のように定める。
- (a) 受入国の当局は、受入国の領域内において受入国の法により処罰することができる罪を犯した者で、訪問軍隊及びその軍属機関の構成員である者に対し裁判権を有する。
- (b) 派遣国の当局又は軍事当局は、派遣国の軍事法に服するすべての者に対し、派遣国の法により授権されるすべての刑事及び懲戒の裁判権を受入国内において行使する権利を有する。
- (2) この条の規定により、次のように定める。
- (a) 受入国の当局は、派遣国の法では処罰の対象ではないが、受入国の法により処罰の対象となる犯罪行為に関し、訪問軍隊及び

- その軍属機関の構成員に対する専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (b) 派遣国の当局又は軍事当局は、受入国の法令では処罰の対象ではないが、派遣国の法令により処罰の対象となる犯罪行為に関し、派遣国の軍事法に服する者に対する専属的裁判権を行使する権利を有する。
- (3) 裁判権を行使する権利が競合する場合については、次に掲げる規則を適用する。
- (a) 派遣国の当局又は軍事当局は、派遣国の軍事法に服する訪問軍隊及びその軍属機関の構成員による犯罪行為のうち、次の〔各号に掲げる〕いずれかの犯罪行為に関わった者に対する裁判権行使に関する第一次的権利を有する。
- (i) 専ら派遣国の財産若しくは安全保障に対する犯罪行為又は専ら訪問軍隊若しくはその軍属機関の構成員若しくはその他の構成員の財産に対する犯罪行為
- (ii) 公務の遂行中の作為又は不作為に起因する犯罪行為。両当事国は、第1条(i)〔「公務」〕に定める定義に従って、作為又は不作為が公務の遂行中に起きたか否かを定める協議を行うものとする。交渉による解決のためのあらゆる手段を尽くしても解決に至らない場合、作為又は不作為が公務の遂行中に起きたか否かの問題は、受入国の司法当局に送付することができる。
- (b) この条において、安全保障に関する罪には、次に掲げる罪を含むものとする。
- (i) 反逆罪
- (ii) 両当事国の政府の秘密若しくは両当事国の国家安全保障についての秘密に関する妨害工作、スパイ行為又は法令違反
- (c) その他の犯罪行為の場合については、受入国の当局が裁判権行使に関する第一次的権利を有する。
- (d) 裁判権行使に関する第一次的権利を有する当事国の当局が裁判権行使を選択しない
- とき、当該の当事国当局は、他の当事国に実務上できるだけ速やかにその旨通知する。
- (e) いずれの当事国の当局も、特に重要と認める特定の事例において、他の当事国の当局に対し、裁判権行使に関するその第一次的権利の放棄を要求することができる。
- (f) 裁判権行使に関する第一次的権利を有するいずれの当事国の当局も、他の当事国による放棄の要求に好意的配慮を行うものとする。当該決定は条件付きで行うことができ、その要求を行った当事国の当局による訴訟手続の開始等をその条件とすることができる。
- (g) 両当事国の当局は、裁判権行使に関する権利が競合するすべての事例の処理について、互いに通知する。
- (4) この条の規定は、受入国に常居所を有する者が訪問軍隊の構成員でない限り、派遣国の軍事当局に、受入国に常居所を有する者に対する裁判権を行使するいかなる権利も与えるものではない。
- (5) 両当事国の当局又は軍事当局は、それぞれの法的権限の範囲内で、受入国の領域における罪について告訴又は訴追をされた訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の逮捕及び当該諸規定により裁判権を行使する当事国の当局への被疑者の引渡しに協力する。
- (6) 派遣国の当局又は軍事当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員で、受入国の第一次又は専属的裁判権に服する者の逮捕又は勾留について、その速やかな通知を受入国の当局に行うものとする。受入国の当局は、訪問軍隊若しくはその軍属機関の構成員に対する苦情の申立て又はその逮捕若しくは勾留について、派遣国の当局又は軍事当局に速やかに通知する。
- (7) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する受入国の当局による裁判権について、それぞれその将来、現在又は過去の行使に基づく、被疑者の拘束、勾留及び拘禁⁽⁵⁾は、次に掲げ

(5) 拘束、勾留及び拘禁の原語は、custody, detention and confinement である。

る場合の区分に応じ、それぞれ次〔の各号に定めるところ〕により執行されるものとする。

- (a) 捜査が未了で、かつ、裁判所又は司法法廷⁽⁶⁾への提訴に至っていない場合において、被疑者が受入国の当局の管理下にあるときは、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する受入国の当局による裁判権の行使に基づく被疑者の拘束は、受入国の当局が引続き行うものとする。訪問軍隊又はその軍属機関の当該構成員の拘束は、受入国の勾留施設において引続き行うものとする。
- (b) 捜査が未了で、かつ、裁判所又は司法法廷への提訴に至っていない場合において、被疑者が派遣国の当局の管理下にあるときは、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する受入国の当局による裁判権の行使に基づく被疑者の拘束は、派遣国の当局が引続き行うものとする。派遣国の当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の当該構成員が引続き受入国の領域にとどまることを確保するものとする。
- (c) 裁判所又は司法法廷への提訴から最終判決が下るまでの間は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対する受入国の当局による裁判権の行使に基づく被疑者の拘束は、引続き受入国の勾留施設において行うものとする。
- (d) 最終判決により有罪のときは、受入国の当局による裁判権の行使の対象となった訪問軍隊又はその軍属機関の構成員は、受入国の法令に従い拘禁され及びその判決の刑に服するものとする。
- (e) 受入国において拘束、勾留その他の拘禁の処分を受けた訪問軍隊又はその軍属機関の構成員は、領事又は家族による訪問及び差入れを受ける権利を有する。
- (8) 両当事国は、それぞれその法的権限の範囲内で、証拠の収集及び作成を含む犯罪行為の捜査に協力する。

- (9) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員が派遣国の当局若しくは軍事当局又は受入国の当局によって裁判され、かつ、無罪、有罪、赦免又は執行猶予の判決を受けたときは、被疑者は、受入国内において実質的に同一の犯罪行為について再び裁判を受けることはない。ただし、この条のいかなる規定も、派遣国の軍事当局が、派遣国の軍事法に服する訪問軍隊又はその軍属機関の構成員を、被疑者が裁判を受けた犯罪行為を構成する作為又は不作為に起因する軍紀違反について裁判に付すことを妨げるものではない。
- (10) 裁判権を行使する国の当局によって拘束、勾留又は訴追の処分を受けた訪問軍隊又はその軍属機関の構成員は、当該の当事国の法に定めるすべての手続上の保護が与えられるものとする。最低限、被告人は、次の〔各号に定める〕両当事国に共通の手続上の保護を享受する権利を有する。
 - (a) 敏速かつ迅速な裁判であること。
 - (b) 裁判に先だって特定の罪名又は被告人に対する公訴事実が本人に知らされて、かつ、弁護の準備のための合理的な時間があること。
 - (c) 被告人は証人と法廷で対決し、その証人に反対尋問できること。
 - (d) 被告人の弁護のための証拠を提出し、証人が受入国にあるときは、証人を召喚することができる強制手続を備えていること。
 - (e) 被告人の弁護のために、本人自身の選択により法的代理人を置くことができ、又は受入国の法域内において一般的である条件により法的代理人を無料若しくは扶助により置くことができること。
 - (f) 資格を有する通訳の役務を受けられること。
 - (g) 被告人の政府の代理人と接見が許され、裁判所の規則が許容するときは、被告人の裁判に当該の政府の代理人が同席できるこ

(6) 裁判所又は司法法廷の原語は、a court or judicial tribunal で、本稿では、court を裁判所、tribunal を法廷と訳し分けることにする。

- と。
- (h) 被告人の出席する裁判は公開で行われるべきこと。ただし、裁判所が公共の秩序、安全又は道徳を理由として決定する場合は、この条に掲げる最低水準を侵すことなく、他の何人も〔法廷から〕排除できること。
 - (i) 人身保護令状の請求ができること。
 - (j) 受入国の関係法令に従って、保釈の権利を有すること。
 - (k) 証言を強制されない権利を有すること。
 - (l) 当該行為の時点で受入国の法又は国際法のいずれにおいても刑事犯罪を構成しない作為又は不作為を理由にして刑事犯罪行為について有罪とすることはできないこと。
 - (11) 訪問軍隊及びその軍属機関の構成員は、受入国の通常管轄の裁判所においてのみ裁判に服し、受入国の軍事又は宗教裁判所の裁判管轄には服さない。
 - (12) 死刑判決はいずれの当事国によっても下されることはない。
 - (13) 両当事国間で相互主義に基づいて別段の定めをしない限り、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員は受入国の軍事法には服さない。

第12条 環境保護

- (1) 両当事国は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動との関連において、環境保護の重要性を認定し及び認識する。
- (2) 両当事国は、受入国の領域管轄内において、人間の健康に危険を及ぼし、生物資源及び海洋生物に危害を及ぼし、生活環境を害し又は天然資源の正当な利用を妨げる廃棄物の投棄その他の行為に自ら関与しない。共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動は、受入国の環境に関する法令、規則及び政策に従い、かつ、派遣国が署名国か否かを問わず、受入国が署名国となっている国際条約及び協定に従って実施される。共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動

- を計画する際、受入国は、環境に関するすべての関係の法令、規則、政策並びに国際条約及び協定を書面により派遣国の当局に情報提供する。派遣国は、当該の環境に関するすべての関係の法令、規則、政策並びに国際条約及び協定についての受入国による情報提供が十分でなかったことに起因するいかなる環境被害に対しても、責任を有しない。
- (3) 両当事国は、受入国の市民並びに訪問軍隊及びその軍属機関〔の構成員〕の健康並びに環境に影響する可能性のある問題に関する適切な情報の交換作業を協働して行う。両当事国の当局は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連する環境問題について、定期的に意見を交わす。受入国の施設及び区域の環境汚染並びに当該施設及び区域に隣接する地域社会の環境汚染によって生じるあらゆる危険について、両当事国は、協議を行う。
 - (4) 第5条第1項の規定にかかわらず、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動は、受入国の環境に関する関係の法令、規則及び政策の定めるところに従い、生物の多様性及び持続可能な発展を促し並びに破壊的な人間活動から保護するための諸政策と一貫性ある利用を行うための保護区域、先祖伝来区域⁽⁷⁾、最重要流域及び森林保護区域においては行わない。
 - (5) 受入国の領域内における健康又は環境に不当な危険又は被害をもたらす化学物質又は化学混合物質の輸入、製造、処理、取扱い、貯蔵、輸送、販売、頒布、使用及び処分は、受入国の領域における危険廃棄物及び核廃棄物の持込み、通過、生産又は利用並びにそれらの処分と同じく、いかなる目的であっても、これらを厳に禁ずる。
 - (6) 派遣国の当局は、訪問軍隊及びその軍属機関が前項の禁止物質を、自ら携行し又はその装備若しくは航空機、自動車若しくは船舶に

(7) 先祖伝来区域の原語は、ancestral domain area である。

搭載しているか否かに関する情報を、受入国の当局に提供する。

- (7) 派遣国の政府は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動の環境への負荷を最小化するため、その環境的側面を調査し、判定し及び評価する環境パフォーマンス評価について、その〔影響最小化のための〕要件の企画、計画及び予算も含めて、これを、受入国の当局と連携して、定期的実施することを誓約する。派遣国の政府は、人間の健康にとっての既知で、緊急かつ顕著な危害を及ぼす訪問軍隊及びその軍属機関によって引き起された汚染に対策をとり、かつ、人間の健康を守るために必要な追加的な対応措置を検討することを速やかに行うこととする。
- (8) 共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動から生じる環境被害で、個人及び財産又はそのいずれかに対するものは、第21条第1項の規定にかかわらず、請求権及び損害賠償の対象とする。派遣国により一定区域に環境被害が引き起こされたとき〔両当事国が〕相互に認めるとき、派遣国の政府は、受入国の既存の環境に関する法令、規則及び政策に定めるところに従い、被害区域の復旧の責任を負うものとする。
- (9) この条において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「化学物質」とは、次の〔各号に掲げる〕物質等の特定の分子同一性を有する有機物質又は無機物質をいう。
- (i) 化学反応の全部若しくは一部の結果として発生し又は自然に発生する物質の結合
- (ii) 単体又は遊離した化学物質
- (b) 「化学混合物質」とは、2以上の化学物質において、その結合が自然に発生せず、かつ、化学反応の全部又は一部の結果ではない場合において、その結合が当該結合を構成する化学物質に新規の化学物質を含有しないで、かつ、その結合を構成する化学物質を結合する際、当該結合が化学反応を

ともなわないで営利目的で製造するときに生じるものをいう。化学混合物質には非生物分解性の混合物質を含む。

- (c) 「処理」とは、化学物質又は化学混合物質に関して、製造後、取引のために次に掲げるいずれかの調合を行うことをいう。
- (i) 当該の化学物質又は化学混合物質の調合を行う者が受領したときと同一の形態若しくは物理的状态において又は〔受領したときと〕異なる形態若しくは物理的状态にして、調合を行うこと。
- (ii) 化学物質又は化学混合物質を含む物品の一部として調合を行うこと。
- (d) 「輸入」とは、直接消費、売買、保管若しくはさらなる処理のため、製品又は物質を、適正な手続を経た後に又は税関の管理下に留め置かれたままに、受入国に入れることをいう。
- (e) 「製造」とは、物質の新たな製品への機械的な又は化学的な転換をいい、作業が動力機械によるか手作業によるか、工場において行われるか作業者の家屋で行われるか及び当該製品が卸売されるか小売りされるかについては、いずれも問わない。
- (f) 「不当な危険」とは、所定の物質の暴露により悪影響又は負の反応が高い頻度で生じるおそれをいう。
- (g) 「危険物質」とは、次の〔各号の〕いずれかに該当する影響を及ぼす物質をいう。
- (i) 例えば、摂食、吸入若しくは経皮摂取による急性毒性、腐食性若しくはその他の皮膚若しくは目への接触による危害又は火災若しくは爆発の危険等の短期的な急性の障害
- (ii) 例えば、反復的暴露による慢性の毒性、発がん性（急性の暴露に起因するが、長期の潜伏期間をもつ場合もある）、生物分解過程のような解毒作用に対する耐性、地下水若しくは地表水への潜在的汚染又は悪臭のような審美上の好ましからざる作用等の長期的な環境への危険

- (h) 「危険廃棄物」とは、いかなる意味においても安全な商業的、工業的、農業的又は経済的な利用がされず、廃棄又は処分のために発生国から船積みされ、輸送され又は持ち出され、受入国の領域の一部に持ち込まれ又はこれを通過する物質をいう。副製品、副産物、製造残滓、使用済反応媒体、汚染されたプラント若しくは設備又は製造工程から生じるその他の物質及び製造品の消費廃棄物に関しても、危険廃棄物と同様とする。
- (i) 「核廃棄物」とは、核燃料の生産又は利用に付随する放射線被曝による放射能を有する物質をいい、核燃料及び、製造の最終段階にあり、科学、医学、農業、商業又は工業の用途に供するために利用が可能な放射性同位体を含まない。

第13条 輸入及び輸出

- (1) この条の規定に反する明示的な定めがない限り、訪問軍隊及びその軍属機関の構成員は、関税、課税その他の受入国の当局により執行される法令及び規則に従う。
- (2) 公印のある公文書は、税関検査の対象としないものとする。当該公文書は、公文書のみが同封されていることを証する派遣国の当局発行の証明書が付されていなければならない。公印の見本は、両当事国の税関当局に提出される。
- (3) 訪問軍隊は、受入国の法に従い、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動のため、訪問軍隊又はその軍属機関が専らの使用し又は消費するために行う装備、物資、自動車、糧食及び軍用品（弾丸、弾薬その他の爆発装置を含む）の輸入について、関税及び税金を免除することができる。
- (4) この条第3項の規定による関税及び税金を免れて輸入された貨物については、次〔の各号の定めるところ〕によるものとする。
- (a) 当該貨物は、自由に輸出できる。ただし、受入国の税関当局は、輸出される当該貨物

- がこの条に定める条件のもとに輸入されたものであることの証明を求め、かつ、第3項に定める条件を遵守している担保又は保証を求めることができる。
- (b) 当該貨物は、受入国の有効な法令及び規則又はこの協定に従う場合、並びに、受入国において当局によって課される貿易及び交換に関する管理の要件に従うとともに対応する関税及び税金の納付を含めて該当する諸条件に従う場合を除き、受入国において運用され、販売され、賃貸され、賃借され、取引され、他人に移転され、又はその他の処分をされてはならない。
- (c) 相互主義に基づいて合意する場合を除き、当該貨物の所有権は、引続き派遣国にあるものとし、受入国からいつでも当該財産を移動することができる。
- (5) 受入国の関係当局の明示的な承認により、この条第3項の規定による輸入関税を免除された貨物は、それが訪問軍隊又はその軍属機関により所有される場合、公売、競売、入札又は当事者直接売買により、受入国において処分を行うことができる。
- (a) 処分を行う前に、派遣国の軍事当局は、受入国の政府が当該貨物の取得に関心がないことを示唆しない限り、後者に合理的な価格による販売の申入れをまず行うものとし、その際、その条件及びその他関連の詳細事項に関して通知する。
- (b) 貯藏品又は物品を処分する際、派遣国の軍事当局は、処分対象品が当該処分の日に対し、一私人が輸入して処分する際に支払うべき関税及び税金を納付する義務を負う。
- (6) 派遣国の軍事当局は、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して使用される訪問軍隊又はその軍属機関の公用自動車、航空機及び船舶の専用の燃料、石油及び潤滑油のすべてについて関税及び税金を免れて、これを輸入し及び輸出することができる。

- (7) 軍の制式制服は、訪問軍隊の構成員の各人の使用のため、輸入関税免除で輸入することができる。
- (8) この条において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「関税及び税金」とは、輸入又は輸出の際の支払に対する関税及び内国収入税、例えば、付加価値税、従価税及びパーセンテージ税等をいい、提供された役務の単なる代価の支払に対する税は除くものとする。
- (b) 「輸入」には、自由貿易港、保税倉庫又は継続保税保管地域からの離脱を含むが、ただし、当該物品が受入国において栽培され、生産され又は製造されていない場合に限る。

第14条 秘密情報の保全

- (1) この協定により定められ、又は発生するすべての秘密情報は、各当事国の国家安全保障法令、規則、先例及び手続、並びにこの協定に定める特別の要件に従って利用され、保管され、取扱われ、伝達され及び保護されるものとする。
- (2) 両当事国間に秘密情報を保護するための二国間の保全取極めがないとき、もう一方の当事国への秘密情報の引渡要求は、その都度、情報発生当事国の引渡手続に従って承認を受けるものとする。いかなる秘密情報の引渡しも、情報発生当事国の引渡条件に従う。
- (3) 秘密情報は、政府間伝達経路を通じてのみ伝達されるものとする。該当情報は、秘密指定区分、情報発生国表示及び引渡条件を有していなければならない。
- (4) 各当事国は、情報発生当事国が書面により情報の開示に同意しない限り、この協定により受領した秘密情報のそれ以上の開示を確実に防止するため、関係法令に従った手段をすべて講じるものとする。このため、各当事国は、次の定めを確実に実施する。

- (a) 情報受領当事国は、情報発生当事国の事前の書面の同意がない限り、情報発生当事国から提供され又はこの協定により発生する秘密情報の第三者への引渡しを行ってはならない。
- (b) 情報受領当事国は、この協定に定める目的以外の目的に、情報発生当事国から提供され又はこの協定により発生する秘密情報を利用してはならない。
- (c) 情報受領当事国は、情報発生当事国から提供され又はこの協定により発生する秘密情報を利用することができるすべての者に、秘密情報に関する頒布及び利用のあらゆる制限を遵守する義務を課する。
- (d) 情報受領当事国は、情報発生当事国から提供され又はこの協定により発生する秘密情報を利用することができるすべての者に、「知り得べき人物基準」⁽⁸⁾に合致すること、及び適切な国家安全保障情報取扱資格を取得することを義務付ける。
- (5) 各当事国は、情報発生当事国により秘密情報に指定された国家安全保障秘密指定区分を維持し、かつ、情報発生当事国が定める保護と同程度に当該秘密情報を保護する。
- (6) 各当事国は、この協定により受領し若しくは発生する秘密情報が失われ、若しくは権限のない者に開示された旨の事実を知り、又はこれを疑うに足る理由がある場合は、すべて当該事実の調査を行う。また、各当事国は、当該事実発生の詳細、調査の最終結果及び再発を防ぐためにとるべき是正措置について、他の当事国に迅速かつ十分な情報を提供する。
- (7) この条において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (a) 「情報発生当事国」とは、秘密情報を提供し、及びこれを国家安全保障上の秘密に指定する当事国で、他の当事国に秘密情報を伝達するものをいう。

(8) 「知り得べき人物基準」の原語は a need-to-know である。

- (b) 「情報受領当事国」とは、情報発生当事国から伝達される秘密情報を受領する当事国をいう。
- (c) 「第三者」とは、第三国政府、第三国の国民（ただし、軍属機関の構成員を除く。）、契約者（ただし、契約者である軍属機関の構成員を除く。）及び営利団体等、両当事国以外のあらゆる者又は団体をいい、当該団体が、両当事国のいずれかにより所有され、管理され又は影響下にあるか否かを問わない。

第15条 通信

- (1) 訪問軍隊又はその軍属機関は、受入国によって自らに割当てられた周波数のみを使用するものとする。周波数の割当、使用、変更、撤回又は返還は、両当事国の当局間で相互主義に基づいて定める。
- (2) 派遣国の軍事当局は、受入国の法律、命令及び規則に違反して、物品を郵送することはできない。
- (3) 両当事国は、受入国の規則により求められる非公用郵便の受入国の当局による検査に関する取極めを相互主義に基づいて定める。

第16条 自動車

- (1) 訪問軍隊又はその軍属機関の公用自動車は、受入国において貸切りにした自動車を除いて、次 [の各号の定めるところ] によるものとする。
- (a) 明示的に国籍標識を表示すること。
- (b) 派遣国の政府発行の登録番号を表示すること。
- (c) 受入国の関係法令により及びこれに従って、受入国の当局に登録されていること。
- (d) 受入国の道路上での当該自動車の使用に関して、通常適用される通行料又は税金の支払を免除する対象とならないこと。
- (2) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の自家用自動車は、受入国の関係法令により及びこれに従って、登録されなければならない。

第17条 運転免許証及び運転法令

- (1) 受入国の政府は、試験又は手数料を課すことなく、公務遂行中に公用自動車を運転する目的のために派遣国政府によって訪問軍隊の構成員に発行された運転許可証又は免許証を有効と認める。
- (2) 第1項の規定に従い、訪問軍隊及びその軍属機関の構成員は、自動車の運転に関する受入国の関係法令に従う。

第18条 現地調達

受入国の政府の要請に従い、派遣国の政府及びその契約者は、この協定の目的に必要な現地の商品及び物資が適正な価格でかつ要求水準にある場合に、現地調達を行う。

第19条 現地民間人の雇用

受入国の政府の要請に従い、派遣国の政府及びその契約者は、その必要とする現地の労働者が利用可能でかつ作業を行う資格を有している限り、現地の労働者を雇用する。特に賃金、追加報酬及び作業員の保護条件その他の、雇用条件及び作業条件は、受入国の賃金命令、労働条件に関する仲裁裁定及び決定その他の法令により定める最低水準を遵守する。訪問軍隊又はその軍属機関によって雇用される現地の民間作業員は、いかなる意味においても、その構成員と見なしてはならない。

第20条 個人課税

この協定により定められる関税及び税金以外に、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の負うべき関税及び税金は、両当事国双方の法により既に実施されている二重課税回避及び脱税防止のための両当事国間の既存の協定その他の関税及び税金に関する両当事国間の協定に従う。

第21条 請求権

- (1) 第12条並びに第7条第6項(a)号及び(b)号に明示的に定める適用除外に従い、各当事国

は、次に掲げる場合には、他の当事国に対するそのすべての請求権を放棄する。

- (a) 次に掲げる場合において、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して使用される財産で、一方の当事国が所有し、かつ、いずれかの当事国の軍隊により使用されているものに関して、その滅失又はこれに生じた損害（その効用の滅失も含む）が生じたとき
 - (i) 公務の遂行により又はその遂行中において、いずれかの当事国の作為又は不作為によって〔損害が〕生じた場合
 - (ii) 公務遂行中の公用自動車、船舶又は航空機の使用により〔損害が〕生じた場合
 - (b) 海難救助の場合において、共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して使用されている船舶又は貨物で、いずれかの当事国が所有するものが救助の対象のとき
 - (c) 共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連した公務遂行中において、いずれかの当事国の軍隊又はその軍属機関の構成員によって引き起された傷害又は死亡による損害であるとき
- (2) 次の各号に掲げる請求は、この条第3項の規定に従って処理する。
- (a) 一方の当事国が所有するが、いずれの当事国の軍隊によっても使用されない財産に関して、次に掲げる場合のいずれかにおいて生じたその滅失又はそれへの損害（その効用の滅失も含む）に対する請求。
 - (i) 公務の遂行から又はその遂行中において、いずれかの当事国の作為又は不作為によって〔損害が〕生じた場合
 - (ii) 公務遂行中の公用自動車、船舶又は航空機の使用から〔損害が〕生じた場合
 - (b) 共同の訓練、演習その他の両当事国が相互に承認した活動に関連して使用されていない船舶又は貨物で、いずれかの当事国が所有するものが救助対象のときに生じた海難救助に対する請求。

(3) 第2項に基づく請求は、次の各号に定めるところに従って処理する。

- (a) 専ら一方の当事国が滅失又は損害について責任を有すると相互主義に基づいて決する場合には、当該当事国が請求の全費用を負担する。
 - (b) 両当事国が滅失又は損害に対して共同で責任を有し、かつ、両当事国間の責任の案分が可能である場合には、各当事国は、自国の責任の割合に応じて請求された費用の当該割合を負担する。
 - (c) 両当事国間で責任の案分が可能ではない場合には、請求された費用を両当事国により等分に負担する。
- (4) この条第1項及び第2項において、「一方の当事国が所有する」とは、次に掲げる〔場合の区分に応じ〕それぞれの意義を有する。
- (a) 船舶の場合に、当該当事国に裸用船契約をされ又は当該当事国によって裸用船条件により徴発され若しくは当該当事国によって金銭により占有される船舶を含む。
 - (b) 公用自動車又は航空機の場合に、一方の当事国に貸切られ又は借上げられている公用自動車又は航空機を含むが、第三者によって生じた滅失又は損害の負担の範囲を除く。
 - (c) 一方の当事国によって賃借されるその他の財産の場合に、第三者によって生じた滅失又は損害の負担の範囲を除く。
- (5) 公務の遂行中になされた訪問軍隊若しくはその軍属機関の構成員による作為若しくは不作為から生じ又は受入国におけるその他の作為、不作為若しくは事件から生じる請求で、第三者の財産に対する損害又は第三者への傷害若しくは死亡に基づくものは、次に定めるところに従って処理する。
- (a) 訪問軍隊又はその軍属機関の受入国における活動により生じる請求に関しては、受入国の法令に従って受理し、審理し及び和解し又は裁定される。
 - (b) 受入国の当局は、当該請求の詳細につい

- て派遣国の軍事当局に通知し、当該請求の処理に関する情報を派遣国の軍事当局に提供する。
- (c) 受入国の当局は、当該請求の抗弁又は処理に関して、派遣国の軍事当局の合理的な指図を斟酌する。
- (d) 受入国の当局は、派遣国の当局の事前の同意なく、当該請求について和解をしてはならず、不合理に請求を差し控えてはならない。
- (e) 前各号の規定に基づいてなされた請求を満たすのに要する費用は、次のいずれかの定めるところにより両当事国が分担する。
- (i) 受入国の裁判所における和解又は裁定のいずれかにより、専ら派遣国の政府が損害、傷害又は死亡に関する責を負うと見なされるときは、必要に応じ、専ら派遣国の政府が和解で合意され又は裁定で定められるいずれかの金額を負担する。
- (ii) 受入国の裁判所における和解又は裁定のいずれかにより、派遣国の政府及び受入国の政府が、損害、傷害又は死亡に関し共同して責を負うと認定されるときは、必要に応じ、両当事国が和解で合意され又は裁定で定められるいずれかの金額を、所定の責任割合に応じて、分担する。
- (f) 派遣国の軍事当局は、当該請求を満たすのに要した費用を、受入国の当局が当該請求の処理に要した合理的費用も含めて、できるだけ早く受入国の通貨で、受入国の当局に補償する。
- (g) 受入国の管轄権を有する法廷による和解若しくは訴訟判決に従ったいかなる支払も又は当該法廷による支払不要〔請求棄却〕の最終判決のいずれも、当該請求に関して法的に確定した。
- (h) 両当事国は、第三者の請求権が派遣国の当局によって処理されることを相互主義に基づいて定めることができる。その場合、(b)、(c)、(d)及び(f)各号の規定は適用しない。
- (6)(a) 受入国において生じ又は行われ若しくは行われなかった作為、不作為若しくは事件で、前各項の定めのないものに関し、それにより生じる訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対するすべての不法行為の請求権は、受入国の法令及び裁判権に服する。
- (b) 受入国において生じ又は行われ若しくは行われなかった作為、不作為若しくは事件で、前各項の定め範囲に入らないものに関し、それにより生じる訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に対するすべての契約上の請求権は、反する契約条項がない限り、受入国の法令及び裁判権に服する。
- (7) いかなる請求に関しても、損害、滅失、傷害又は死亡が専ら一方の当事国のみが無謀な行為、意図的な違法行為又は過失によって引き起されたとき、両当事国が相互主義に基づいて定めるとき、当該請求に対する法的責任の費用は、当該当事国によってすべてが負担される。
- (8) 派遣国の軍事当局は、訪問軍隊又はその軍属機関により一時使用される区域又は施設内にある訪問軍隊又はその軍属機関の構成員の財産で、受入国の法により対象となる財産の差押えのため、受入国の当局の要請に基づき、その権限内においてあらゆる援助を受入国の当局に対して行う。
- (9) 両当事国の当局は、この条の規定に基づく請求に関する公平な聴聞及び処理のため、証拠の入手において協力する。
- (10) 派遣国の政府は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員のため、受入国の裁判所の管轄権からの免除の要請を、受入国の裁判所の民事裁判権に関して、行ってはならない。

第22条 為替管理

- (1) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員は、派遣国の外国為替規則に従うものとし、また、受入国の領域においてなされる行為に関しては、受入国の外国為替規則に従うものとする。
- (2) 受入国と派遣国との間の送金は、次に掲げ

る資金に関して、許可される。

- (a) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員がその公務に関連する役務又は雇用から得る資金
 - (b) 訪問軍隊又はその軍属機関の構成員が、両当事国の規則に従い、受入国外の源泉から得る資金
- (3) この条は、訪問軍隊の公的資金の代理人による受入国への又は受入国からの外国為替の送金を排除するものではない。
- (4) この条は、受入国に常居所を有する者については適用しない。

第23条 特権の濫用

派遣国の軍事当局は、訪問軍隊又はその軍属機関の構成員に与えられる特権の濫用又は誤用を防止し、かつ、彼らに課される義務の適切な履行を確保するため、受入国の政府と協力しなければならない。特に、派遣国の軍事当局は、この協定に基づく権利及び義務について、訪問軍隊又はその軍属機関のすべての構成員に対し、確実にその注意を促さなければならない。

第24条 紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する両当事国間のいかなる紛争も、いかなる第三者又は法廷に付託することなく、両当事国間の協議及び交渉により友好的に解決する。

第25条 協議の制度

両当事国の双方の代表から構成される合同委員会は、この協定の規定の実施〔状況〕を監視し、かつ、協議が最初に行われる会議体としての役割を果たすものとする。

第26条 終了にあたっての権利と義務

この協定の終了又は失効にあたり、請求権、

損害賠償、秘密情報の保護若しくは私権に関して、両当事国の権利義務は、この協定が終了しなかったものとして、依然として有効であるものとする。ただし、当該の請求権、損害賠償、秘密情報の保護又は私権は、この協定の終了又は失効に先立って行われた行為に関する権利義務から生じたものに限る。

第27条 改正

この協定は、書面による両当事国の相互の合意により改正することができる。改正は、第28条の規定に従って発効するものとする。

第28条 発効と存続期間

この協定は、両当事国が発効に必要なそれぞれの国内的及び憲法上の要件を満たした旨の書面を外交経路を通じて共に通知した後の日に発効する。この協定は、一方の当事国がこの協定を終了しようとする旨の書面を他方の当事国に外交経路を通じて通知した日から180日を経過する日までの間、依然として有効であるものとする。

以上の証拠として、それぞれの政府によって正当に委任を受けて、下記の署名者がこの協定に署名した。

2007年5月31日にキャンベラにて2通を作成した。

オーストラリア政府のために

国防大臣 ブレンダン・ネルソン

フィリピン共和国政府のために

国防大臣 ヘルモヘネス・E. エプダネ

(ひとし ゆういちろう・専門調査員)